

○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）	1
○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）	3
○ 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）	4
○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）	5
○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）	10
○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）	10
○ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和四十一年政令第三百八十四号）	11
○ 首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）	11
○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）	11
○ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）	11
○ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）	12
○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）	13
○ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）	13
○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）	13
○ 都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）	14
○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）	14
○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）	14
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）	14
○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）	15
○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）	15
○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）	15
○ 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）	16
○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）	16
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）	16
○ 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）	17
○ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第六十一号）	17

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）

（目的）

第一条 この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

（歴史的風致維持向上計画の認定）

第五条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 歴史的風致維持向上計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二 （略）

三 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの

イ （略）

ロ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

四〇七 （略）

3〇11 （略）

（認定歴史的風致維持向上計画の実施状況に関する報告の徴収）

第八条 主務大臣は、認定市町村に対し、第五条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第二十四条第一項を除き、以下同じ。）を受けた歴史的風致維持向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定歴史的風致維持向上計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（歴史的風致形成建造物の指定）

第十二条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、

当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物を除く。）であつて、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となつて歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

## 2・3 (略)

### (増築等の届出及び勧告等)

第十五条 歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - 三 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
  - 四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

## 3 7 (略)

### (行為の届出及び勧告等)

第三十三条 歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 国の機関又は地方公共団体が行う行為
- 四 都市計画法第四十五条に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 五 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為
- 六 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 (略)

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### ○建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)

(都道府県知事が特定行政庁となる建築物)

- 第二条の二 法第二十三条第三号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、第四百四十八条第一項に規定する建築物とする。
- 2 法第二十三条第三号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、第四百四十九条第一項に規定する建築物とする。

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)

第三百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 建築物の用途の制限 次に掲げるものであること。
- イ 地区計画の区域(再開発等促進区及び開発整備促進区を除く。)にあつては、当該区域の用途構成の適正化、各街区ごとの住居の環境

の保持、商業その他の業務の利便の増進等による良好な環境の街区の形成に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの

ロ 地区計画の区域のうち再開発等促進区又は開発整備促進区にあつては、当該再開発等促進区又は開発整備促進区にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進等に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの

ハ 防災街区整備地区計画の区域にあつては、当該区域にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進等に貢献し、かつ、当該区域における特定防災機能（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第三号に規定する特定防災機能をいう。以下この条において同じ。）を確保する観点から見て合理的な制限であることが明らかなもの

ニ 沿道地区計画の区域にあつては、商業その他幹線道路の沿道としての当該区域の特性にふさわしい業務の利便の増進等に貢献し、かつ、道路交通騒音により生ずる障害を防止する観点から見て合理的な制限であることが明らかなもの

ホ 集落地区計画の区域にあつては、当該集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な住居の環境の保持等に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの

#### 二・三（略）

#### 四 建築物の敷地面積の最低限度 次に掲げるものであること。

イ 地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の区域にあつては、建築物の敷地が細分化されることにより、又は建築物が密集することにより、住宅等の敷地内に必要とされる空地の確保又は建築物の安全、防火若しくは衛生の目的を達成することが著しく困難となる区域について、当該区域の良好な住居等の環境の維持増進に貢献する合理的な数値であること。

ロ 集落地区計画の区域にあつては、建築物の敷地が細分化されることにより、住宅等の敷地内に必要とされる空地の確保又は建築物の安全、防火若しくは衛生の目的を達成することが著しく困難となる区域について、当該集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な住居の環境の保持等に貢献する合理的な数値であること。

#### 五〇十五（略）

#### 二〇一十二（略）

#### ○都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）

#### （許容建築面積の特例）

第六条 都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度として、法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

- 一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。） 百分の十
  - 二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のいずれかに該当する建築物 百分の二十
- イ・ロ (略)
- 2・3 (略)

(都市公園に関する費用の補助額)

第三十一条 法第二十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、都市公園の新設又は改築に要する費用のうち、次に掲げる公園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては当該費用の額に二分の一を乗じて得た額とし、都市公園の用地の取得に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

- 一〜五 (略)
- 六 教養施設のうち、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの
- 七〜九 (略)

○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第二十条の二 (略)

2〜12 (略)

13 法第三十一条の二第二項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件（当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）のすべてを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。

一 (略)

二 その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地）又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ・ロ（略）

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設（その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設）

三 その事業の施行地区内の土地の高度利用に寄与するものとして財務省令で定める要件  
14 325（略）

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第二十二條の八（略）

2 3 16（略）

17 法第三十四条の二第二項第十二号に規定する政令で定める計画は、国土交通省の作成した苫小牧地区及び石狩新港地区の開發に関する計画並びに青森県の作成したむつ小川原地区の開發に関する計画とする。

18 法第三十四条の二第二項第十二号に規定する政令で定める法人は、その發行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上が国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体により所有され又は出資をされている法人とする。

19 32（略）

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）  
第二十五條の四（略）

2 法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄に規定する中高層の耐火建築物の建築を政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が同欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件のすべてを満たすものであることにつき、当該中高層の耐火建築物の建築基準法第二条第十六号に規定する建築主の申請に基づき都道府県知事（当該事業が都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業又は同法第六十七条

に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業に該当する場合には、国土交通大臣。第十六項及び第十八項において同じ。)が認定をしたものとする。

一 (略)

二 その事業の施行地区内において都市施設(都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地)又は建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ・ロ (略)

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設)

三 (略)

3 法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄のロ及び下欄に規定する政令で定める地区は、次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画(当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。)の区域とする。

一 (略)

二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く)、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第三号に掲げる沿道地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ・ロ (略)

三 (略)

4 22 (略)

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 法第六十二条の三第二項第一号イ(2)に規定する地上権又は賃借権の設定その他契約により他人(連結法人との間に連結完全支

配関係がある他の連結法人を含む。)に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものは、法人税法施行令第三百三十八条第一項の規定に該当する場合における当該行為とし、同号イ(3)に規定する土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定める行為は、同号イに規定する土地等(以下この節において「土地等」という。)の売買又は交換の代理又は媒介に関し宅地建物取引業法第四十六条第一項に規定する報酬の額を超える報酬を受ける行為(以下この条において「仲介行為」という。)とする。

22 21 (略)

22 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築を政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件(当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業(第一号において「認定再開発事業」という。)である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件)のすべてを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。

一 (略)

二 その事業の施行地区内において都市施設(都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地)又は建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。  
イ・ロ (略)

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設)

三 (略)

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第三十九条の五 (略)

22 17

18 法第六十五条の四第一項第十二号に規定する政令で定める計画は、国土交通省の作成した苫小牧地区及び石狩新港地区の開発に関する計画並びに青森県の作成したむつ小川原地区の開発に関する計画とする。

19 法第六十五条の四第一項第十二号に規定する政令で定める法人は、その発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上が国(国の全額出資に係る法人を含む。)又は地方公共団体により所有され又は出資をされている法人とする。

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第三十九条の七 (略)

238 (略)

9 法第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄に規定する中高層の耐火建築物の建築を政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が同欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件のすべてを満たすものであることにつき、当該中高層の耐火建築物の建築基準法第二条第十六号に規定する建築主の申請に基づき都道府県知事(当該事業が都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業に該当する場合には、国土交通大臣。第十一項において同じ。)が認定をしたものとする。

一 (略)

二 その事業の施行地区内において都市施設(都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地)又は建築基準法施行令第三百二十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ・ロ (略)

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設)

三 (略)

10 法第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄のロ及び下欄に規定する政令で定める地区は、次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画(当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。)の区域とする。

一 (略)

二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一

項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第三号に掲げる沿道地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ・ロ (略)

三 (略)

11  
61

○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一～三十三 (略)

2・3 (略)

○地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）

（他の法令の準用）

第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第二十三号にあっては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一～三十一 (略)

2 (略)

○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和四十一年政令第三百八十四号）

（特別保存地区内の行為の許可基準）

第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十四 （略）

○首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）

（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）

第三条 法第七条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三十二 （略）

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）

（他の法令の準用）

第十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。

一～十五 （略）

2 （略）

○近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）

（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）

第七条法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。  
一〜三十二 (略)

○都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百十八号)

(地区計画等に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するもの)  
第十四条の二 法第十九条第三項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

地区計画等	事項
防災街区整備地区計画	(略) <ul style="list-style-type: none"> <li>一 防災街区整備地区計画の位置及び区域</li> <li>二 道路(袋路状のものを除く。)で幅員八メートル以上のものの配置及び規模又はその区域</li> <li>三 建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの(これらの事項が都道府県が定める地域地区その他国土交通省令で定める区域において定められる場合に限る。)</li> </ul> イ 建築物等の用途の制限 ロ 建築物の容積率の最高限度
(略)	(略)

○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）

（他の法令の準用）

第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものについては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一～二十八（略）

2（略）

○公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）

（他の法令の準用）

第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一～十七（略）

2・3（略）

○日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）

（他の法令の準用）

第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第十一号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。

一～十三（略）

○都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）

（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）

第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。  
一～三十八 （略）

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）

（他の法令の準用）

第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～二十九 （略）

2 （略）

○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）

（他の法令の準用）

第五十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～二十九 （略）

2 （略）

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）

（他の法令の準用）

第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一〇六十一 (略)

2 (略)

○独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）

(他の法令の準用)

第二條 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一〇二十三 (略)

2 (略)

○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）

(他の法令の準用)

第十六條 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇四十三 (略)

2 (略)

○独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）

(他の法令の準用)

第十六條 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一〇七 (略)

○独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）

（他の法令の準用）

第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十六 （略）

二〇三 （略）

○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）

（他の法令の準用）

第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇三十 （略）

二 （略）

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）

（他の法令の準用）

第十九条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十四 （略）

二 （略）

○景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）

(届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為)

第九条 法第十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条第三項第二号の制限で景観計画に定められたもののすべてが法第十六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）

(略)

第二十二條の八第十二項中「政令で定める」の下に「沿道整備推進機構は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。次項から第十六項までにおいて同じ。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出された金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出されているものに限る。次項から第十六項までにおいて同じ。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとし、同号に規定する政令で定める」を加え、同条第十三項から第十六項までの規定中「民法第三十四条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は」を「公益社団法人又は公益財団法人であつて、その」に改め、同条第十七項中「計画、」を「計画並びに」に改め、「並びに岩手県で作成した北上中部地区の開発に関する計画」を削り、同条第二十一項第一号口を次のように改める。

(略)

第三十九條の五第十三項中「政令で定める」の下に「沿道整備推進機構は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。次項から第十七項までにおいて同じ。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。次項から第十七項までにおいて同じ。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとし、同号に規定する政令で定める」を加え、同条第十四項から第十七項までの規定中「民法第三十四条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は」を「公益社団法人又は公益財団法人であつて、その」に改め、同条第十八項中「計画、」を「計画並びに」に改め、「並びに岩手県で作成した北上中部地区の開発に関する計画」を削り、同条第二十二項第一号口を次のように改める。

(略)

## 附則

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

### 第十六条 略

### 254 略

5 新令第二十二條の八第十三項から第十六項まで、第二十一項及び第二十三項第二号の規定は、個人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新法第三十四條の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧法第三十四條の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

### 6 略

7 特例民法法人は、新令第二十二條の二第二項第二号から第六号まで、第二十二條の七第二項、第二十二條の八第十二項から第十六項まで、第二十一項、第二十三項第二号及び第三十三項、第二十二條の九第一項第一号並びに第二十五條の七の二第六項に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみなして、これらの規定を適用する。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

### 第四十条 略

2 新令第三十九條の五第十四項から第十七項まで、第二十二項及び第二十四項第二号の規定は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行つた旧法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

### 3・4 略

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この項において「整備法」という。)第三十八條の規定による改正前の民法第三十四條の規定により設立された法人であつて、整備法第四十條第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものうち、整備法第百六十一條第一項(整備法第百二十一條第一項において読み替へて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(整備法第百三十一條第一項の規定により整備法第四十五條の認可を取り消されたものを除く。)は、新令第三十八條の四第十二項第二号から第六号まで、第三十八條の五第六項第二号、第三十九條の四第三項、第三十九條の五第十三項から第十七項まで、第二十二項、第二十四項第二号及び第三十四項、第三十九條の六第二項、第三十九條の七第十六項第三号並びに第三十九條の九の二第四項に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみなして、これらの規定を適用する。